

## ポイント

(漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

## 1 保険料率の検証

令和4年度の保険料率については、据え置き。

## 2 今回新たに設定する料率

## ① 沿岸漁業改善資金

・地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、令和4年4月1日から施行されることとなったことから、信用基金において保険料率を新たに設定。

・料率は、①資金の性格が類似していること、②都道府県から近代化資金なみの保証料率とすることを求められていること等から、近代化資金(20トン未満)の保険料率と同率の、0.22%。

・なお、今後、事故率等のデータが蓄積された段階で、必要な場合には設定保険料率を見直し。

## ② 経営維持資金

・一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金については、理論値の算出が難しいことから、「経営維持資金」として料率区分を統合。

・保険料率については、最も残高が多く新規引受も多い

借替緊急融資資金の料率（1.20%）。

- ・ 基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定。

## 漁業信用保険料率に係る令和3年度の点検等について

### 1 趣旨

第4期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

このため、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。

【参考】第4期中期目標（抜粋）

第3-3-(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

### 2 現行保険料率の設定の考え方

#### (1) 保険料率の基本的な考え方

保険においては、収支相等の原則に基づき、保険集団ごとに、保険料収入や回収金収入で保険金を支出することが基本であり、理論値保険料率は以下の式により算出している。

$$\text{理論値保険料率} = (\text{事故率} \times (1 - \text{回収率})) / \text{残高率}$$

※1 事故率：保険引受年度以降の経過年度ごとの直近10か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※2 回収率：保険金支払年度以降の経過年度ごとの回収率の10か年累計回収率

※3 残高率：直近10か年の引受けに係る実残高率の平均値

#### (2) 漁業信用保険業務における保険料率設定の基本的な考え方

- ① 漁業信用保険業務について、国は、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うにあたり、漁業者の経営状況をかんがみ、漁業者の負担が過度に大きくならないよう、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っている。
- ② 具体的には、収支均衡に向けた保険料率に基づき算出された保険料収入に対し、漁業者負担軽減の観点から設定された保険料率に基づく保険料収入が下回る差額相当分について、国から当基金に対し、漁業信用保険事業交付金が交付され、それによって収支が償う仕組みとなっている。
- ③ このことから、保険料収入、回収金収入及び保険金支出の3つの要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡することを基本的な考えとしている。

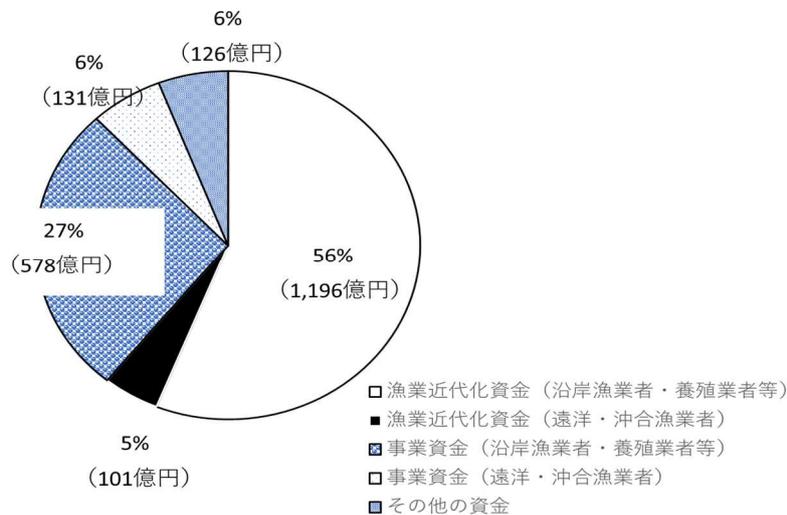
### 3 保険料率の点検

#### (1) 理論値保険料率との比較の観点

##### ① 保険引受残高の構成

各資金等種類の令和2年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、①沿岸漁業者や養殖業者向けの近代化資金が56%で最多で、以下、②沿岸漁業者や養殖業者向けの事業資金が27%、③遠洋・沖合漁業者向けの事業資金6%、④遠洋・沖合漁業者向けの近代化資金5%となっており、これら4つの資金種類で全体の94%を占めている（図1）。これらの主要な資金について令和3年度理論値保険料率を算出し、設定保険料率と比較することとする。

図1 保険引受残高の構成比率（令和2年度末時点）



なお、残り6%の「その他の資金」であるが、この内訳は表1のとおりである。このうち、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金については、後述する6において料率区分の見直しを検討することとしているため、ここでは保険料率の比較対象から外すこととした。

表1 「その他の資金」の内訳 (百万円)

金融公庫資金	45	0.4%
公害防止資金及び災害資金	0	0%
一般緊急融資資金	0	0%
借替緊急融資資金	4,875	38.8%
経営安定資金	523	4.2%
生活資金	5,741	45.7%
漁協等保証債務	134	1.1%
漁業経営改善促進資金	1,232	9.8%
計	12,551	-

② 令和2年度における国の新型コロナウイルス感染症対策に係る保険引受け

ア 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言が何度も発令されるなど、経済活動に大きな制約があったことから、国は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者の漁業経営に必要な運転資金等の円滑な融通を図るため、漁業者保証円滑化対策事業のうち回収金減少支援事業を大幅に拡充した。

イ この対策により、令和2年度の引受けは、近代化資金366億円、事業資金538億円に増加した。なお、このうち新型コロナウイルス感染症対策に係る引受けは、近代化資金89億円、事業資金273億円であった（表2）。

表2 令和2年度引受のうちコロナ引受 (百万円)

区分	30年度	元年度 (A)	2年度 (B)	うち	増減額 (B-A)
				コロナ引受	
漁業近代化資金	33,669	32,236	36,606	8,852	4,370
漁業経営改善促進資金	1,589	1,609	1,451	-	▲158
借替緊急融資資金	194	260	775	645	515
生活資金	681	401	446	-	46
事業資金	40,664	39,618	53,815	27,336	14,197
漁協等保証債務	-	1	-	-	▲1
合計	76,797	74,124	93,093	36,833	18,969

ウ 令和2年度は、既往引受けに係る条件変更の件数が増加しており、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対するものとなっている（表3）。また、コロナ対策資金（公庫セーフティネット資金、系統長期運転資金）の状況を見ると、大幅に増加している（表4）。これによって資金繰りが改善されたものと推察される。

表3-1 既往引受に係る条件変更の状況

(単位：件)

	30年度	元年度	2年度
変更通知書 処理件数	1,537	1,630	2,180

(注) 変更通知書は、貸付条件の変更があった場合に、基金協会が、その内容を信用基金に通知するもの。変更日の属する月の翌月20日までに通知する。

表3-2 うち新型コロナに係る条件変更

(単位：者、件、百万円)

	被保証人数	件数	金額
期限延長	348	544	4,116
中間据置等	76	117	1,731
計	424	661	5,847

(注) 金額は、条件変更時点の保証残高。  
(資料) 基金協会調査結果により作成

表4-1 公庫のセーフティネット資金貸付状況

(単位：件、億円)

元年度		2年度	
件数	金額	件数	金額
276	236	2,681	1,011

(資料) 日本政策金融公庫ウェブサイト公表データにより作成

表4-2 JFマリンバンクのコロナ関連融資

5,604件 985億円【注】

【注】系統のコロナ関連資金、公庫受託資金の合算

(出典) 農林中央金庫ウェブサイト公表「2020年度決算概要説明資料(2021年5月26日)」

(2) 理論値保険料率と設定保険料率の比較

上記(1)の観点を踏まえ、理論値保険料率と設定保険料率を比較した(表5)。

令和3年度理論値保険料率は、遠洋・沖合漁業者向け(20トン以上の者)の近代化資金を除く各資金で、令和2年度に引き続き設定保険料率を上回っているが、2年度の理論値との比較では、全ての資金・区分で低下している。

表5 理論値保険料率と設定保険料率との比較

(単位：%)

資金種類	中小漁業者等区分	設定 保険料率 (A)	理論値保険料率			設定保険料率 と理論値保険 料率の差 (B-A)
			3年度(B)	2年度(C)	(B-C)	
漁業近代化資金	20トン以上の者	0.30	0.02	0.05	▲0.03	▲0.28
	その他の者	0.22	0.26	0.31	▲0.05	0.04
事業資金	20トン以上の者	1.05	1.64	2.07	▲0.43	0.59
	その他の者	0.77	2.68	2.82	▲0.14	1.91

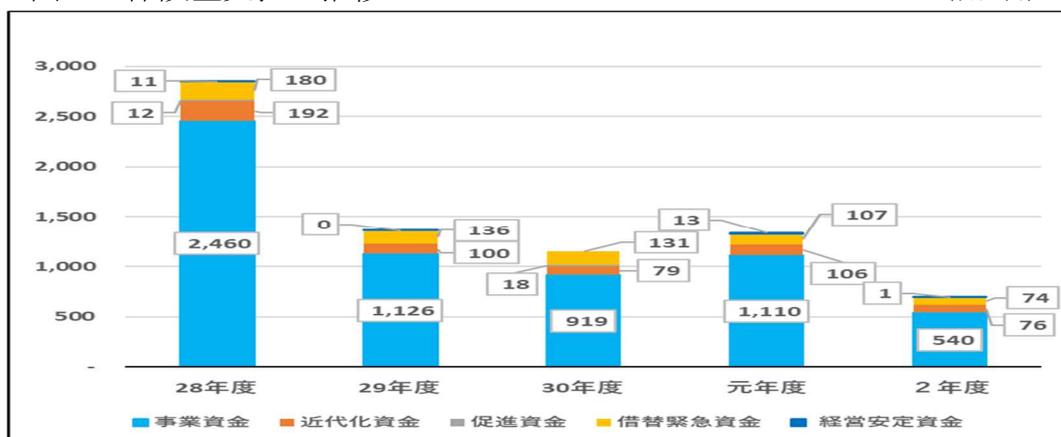
4 令和3年度の保険料率水準の点検結果

① ア 令和3年度理論値保険料率と令和2年度理論値保険料率を比較すると、表5のとおり、全ての区分で、理論値保険料率が低下している。

しかし、これは、令和2年度の保証保険制度において、3(1)②のとおり、引受が大きく伸びる一方で、既往引受の条件変更や、公庫セーフティネット資金をはじめとするコロナ対策資金が融通されたことが要因とみられる資金繰りの改善や代位弁済の先送りにより、一過性のものとなっている可能性はあるが、保険事故が過去最少レベルとなり、このことが理論値保険料率にも影響したと考えられる。

図2 保険金支払の推移

(百万円)



イ また、遠洋・沖合漁業者向けの近代化資金については、設定保険料率が理論値保険料率よりも大幅に上回っているが、昨年度の保険料率算定委員会で検証したとおり、引き受けているものが少しでも事故となると、大きく理論値保険料率が増加することになるという構造は変化していない。このため、この設定保険料率については、もうしばらく推移を見つつ、より適切な料率設定のあり方を含め、検討していくことが適当である。

② 一方、

ア 理論値保険料率が令和2年度に比べて下がったとは言え、遠洋・沖合漁業者向け(20トン以上)の近代化資金を除く各資金で、理論値保険料率の方が、設定保険料率をいまだ上回っている状況にあるが、

イ 他方、漁業全体を取り巻く状況を見ると、①のアのとおり、公庫セーフティネット資金や系統長期運転資金等、大規模な資金注入により一時的に漁業者の資金繰りは持ち直しているかに見える。しかし、経営を巡る状況が特に好転している訳ではなく、これら資金の据置期間が終了した後は、資金繰りの悪化も懸念される。また、漁業者等からは、機会あるごとに保証料率の引下げが求められている状況等も踏まえると、直ちに設定保険料率を引き上げられる状況にもない。

これらのことを総合的に勘案して、設定保険料率は据え置くことが適当と考えられる。

③ 他方、2(2)①で見たように、国は、漁業者の経営状況をかんがみ、漁業者の負担が過度に大きくならないよう、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っており、漁業信用保険事業交付金を信用基金に対し交付している。

信用基金の直近の令和2年度の収支については、交付金収入を勘案しない保険収支で収支が相償われている状況ではあるが、本交付金については、2(2)②で見たように、制度の安定的な運営に不可欠なものである。

しかしながら、国の厳しい財政事情の中で減額されており、国の交付金が減額された状況が継続すると、中長期的には現行どおりの保険料率の維持が困難となることが懸念される状況にあることについて主務省の理解を求める必要がある。

## 5 沿岸漁業改善資金に係る保険料率の設定

### (1) 背景

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき昭和54年に創設された資金であり、沿岸漁業従事者等の経営や生活の改善、青年漁業者の養成等のため必要な資金について、都道府県の特別会計から無利子で漁業者に貸付けが行われてきた。

本資金については、令和3年5月に第11次地方分権一括法において、転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する

債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、令和4年4月1日から施行されることとなった。このことに伴い、保証を保険に付保する場合の保険料率について、信用基金で検討することが必要となっている。

## (2) 保険料率の算出

### ① 農業改良資金における保険料率設定

農業において、平成14年に農業改良資金について、それまでの都道府県の直貸方式に転貸方式が追加され、保証保険の対象となった。

その際、保険料率設定にあたっては、制度資金として、農業近代化資金と同じ料率が設定された。

### ② 沿岸漁業改善資金の保険料率の設定

沿岸漁業改善資金の保険料率を検討するにあたり、水産庁を通じて都道府県に対し調査を行い、料率算定に必要と考えられるデータを収集し、理論値保険料率の算定を試みたところであるが、本資金については、

- i) そもそも代位弁済の概念がないこと
- ii) 都道府県から提供のあったデータも、見なしで算定したものであること
- iii) 転貸方式になった場合の事故率等については都道府県の同資金推進への関与が明確となっていないことから、想定することが出来ないこと

等から、適正な理論値を計算できないと判断した。

その一方、本資金は、

- i) 資金の性格上、近代化資金と類似していること
- ii) 都道府県からは近代化資金並みの保証料率を求められていること
- iii) 農業においても、農業改良資金において転貸方式を導入した際に、農業近代化資金と同率の保険料率設定としたこと

などから、近代化資金(20トン未満)の保険料率と同率(0.22%)を設定するのが適切であると考えられる。

なお、保険料率については、近代化資金の保険料率と同率とするが、資金種類区分としては新たに『沿岸漁業改善資金』の区分を設けることとし、今後事故率等のデータが蓄積された段階で、理論値保険料率を算定し、設定保険料率との乖離について検証を行った上で必要な場合には設定保険料率の見直しを行うこととする。

## 6 資金等種類（料率区分）についての見直し

### （1）検証の背景

令和2年度の料率算定委員会において、以下①②の理由から、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金については、農業の資金等区分も参考にしつつ、大括り化するとの結論を得た。

① 一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金は、既往債務の借換えや経営維持のための低利資金であるという資金の性格に類似性があること、設定保険料率も、一般緊急融資資金は引受もなく、他の2資金は同率（1.20%）であることから大括り化することが適当と考えられる。

② 事業資金の資金用途は、設備資金、運転資金及び旧債整理資金に区分できるが、資金用途の混在（前向き資金と後ろ向き資金）により、それぞれ事故率が大きく異なっている状況（設備資金：1.63%（5年平均）、運転資金：2.90%（5年平均）、旧債整理資金：10.89%（5年平均））である。

### （2）令和2年度末における各資金の状況

昨年度の検証を踏まえ、令和2年度末現在において、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金の保険引受状況は表6のとおり、事業資金のうち旧債整理資金の引受状況は表7のとおりとなっている。

表6 負債整理関係資金の引受状況

資金種類	年度別保険引受額(百万円)													R2年度末 残高
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
一般緊急融資資金(A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(A/D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借替緊急融資資金(B)	1,854	11,756	4,893	3,869	1,528	1,483	2,932	1,578	409	143	184	260	775	4,875
(B/D)	2.01%	7.80%	5.03%	4.10%	1.71%	1.75%	3.64%	2.02%	0.56%	0.21%	0.24%	0.35%	0.83%	2.29%
経営安定資金(C)	110	745	625	58	-	-	4	-	-	-	11	-	-	523
(C/D)	0.12%	0.49%	0.64%	0.06%	-	-	0.00%	-	-	-	0.01%	-	-	0.25%
全資金の合計(D)	92,396	150,805	97,281	94,331	89,432	84,928	80,579	78,145	72,462	67,640	76,797	74,124	93,093	213,215

表7 事業資金のうち旧債整理資金の引受状況

資金種類	年度別保険引受額(百万円)													R2年度末 残高
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
全額保証付資金からの借替	-	2,446	1,072	79	24	72	77	70	41	55	102	42	157	729
うち旧緊急	-	2,446	1,072	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	442
うち新緊急	-	-	-	62	-	2	-	-	-	-	24	-	-	41
一部保証付資金からの借替	-	2,887	161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273
うち旧緊急	-	2,887	161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273
その他	-	19,639	2,873	1,562	35	255	5	-	-	-	-	-	-	2,978
うち旧緊急	-	19,639	2,869	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,893
うち新緊急	-	-	-	1,526	35	255	5	-	-	-	-	-	-	83
全資金の合計(D)	-	24,972	4,106	1,641	59	327	82	70	41	55	102	42	157	3,980
うち旧緊急または新緊急	-	24,972	4,102	1,588	35	257	5	-	-	-	24	-	-	3,732

各負債整理資金の状況は、いずれも、保険引受が減少している、あるいは実績がない状態であり、保険引受残高も僅少で、保険引受の母集団として小さなものとなっている。特に、一般緊急融資資金については平成14年度以降引受がない状態であり、理論値の算出が難しいものとなっている。

### (3) 保険料率の設定案

一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金を再編して『経営維持資金(仮称)』という料率区分を設定することとする(表8)。

表8 『経営維持資金(仮称)』の令和2年度末の残高 (百万円)

一般緊急融資資金	0
借替緊急融資資金	4,875
経営安定資金	523
事業資金のうち旧債整理資金(緊急除く)	248
計	5,646

『経営維持資金(仮称)』の保険料率の設定に当たっては、資金ごとの引受・残高ボリュームを考慮し、最も残高が多く新規引受も多い借替緊急融資資金の料率(1.20%)に揃えて設定することが考えられる。

しかし、信用基金における保険料率をそのように見直した場合、基金協会・支所によっては、基金協会・支所における従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、経過措置として、1年間に限り、従前の保険料率を適用することを認めることで基金協会・支所との調整を行い、令和4年4月から施行することとしてはどうか。

図3 大括り化した場合の料率案

